

2018. 6. 10

平成30年3月告示の高校学習指導要領における
「領土等国土に関する指導の充実」の扱いについて
委員 佐々木 茂

1. はじめに

- 1) 高校の今期改訂のポイントについて
- 2) 各学科共通の教科・科目等と標準単位数について
- 3) 今後の今期改訂に関するスケジュールについて

① 幼・小・中・高の各学校

2. 地理歴史科・公民科における「領土等国土に関する指導の充実」について

1) 地理歴史科について

① 「地理総合」(必履修科目・標準単位数2単位)

② 「地理探究」(標準単位数3単位)

③ 「歴史総合」(必履修科目・標準単位数2単位)

④ 「日本史探究」(標準単位数3単位)

⑤ 「世界史探究」……記載なし

2) 公民科について

① 「公 共」(必履修科目・標準単位数2単位)

② 「倫 理」……記載なし

③ 「政治・経済」(標準単位数2単位)

3. おわりに

別紙資料

1. 「地理総合」

3 内容の取扱い

(2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容のAについては、次のとおり取り扱うものとする。

(ア) (1)については、次のとおり取り扱うこと。

「(前略)「日本の位置と領域」については、世界的視野から日本の位置を捉えるとともに日本の領域をめぐる問題にも触れること。また、我が国の海洋国家としての特色と海洋の果たす役割を取り上げるとともに、竹島や北方領土が我が国の固有の領土であるなど、我が国の領域をめぐる問題も取り上げるようにすること。その際、尖閣諸島については我が国の固有の領土であり、領土問題は存在しないことも扱うこと。

(以下略)

2. 「地理探究」

3 内容の取扱い

(2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容のAについては、次のとおり取り扱うものとする。

(ア) (5)については、次のとおり取り扱うこと。

第1段落 省略

「領土問題の現状や要因、解決に向けた取組」については、それを扱う際に日本の領土問題にも触れること。また、我が国の海洋国家としての特色と海洋の果たす役割を取り上げるとともに、竹島や北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題も取り上げるようにすること。その際、尖閣諸島については我が国の固有の領土であり、領土問題は存在しないことも扱うこと。(以下略)

3. 「歴史総合」

3 内容の取扱い

(2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 省略

イ 省略

ウ 内容のBについては、次のとおり取り扱うものとする。

(1)省略

(2)省略

(3)のアの(ア)については、人々の政治的な発言権が拡大し近代民主主義社会の基礎が成立したことや、国民国家以外の国家形態が存在したことにも触れること。また、富国強兵や大日本帝国憲法の制定など日本の近代化への諸政策については、この時期に日本の立憲国家としての基礎が形成されたことや、それらと欧米諸国の諸政策を比較するなどして近代国家として日本の国際的地位を欧米諸国と対等に引き上げようとするものであったことに気付くようにすること。また、日本の国民国家の形成などの学習において、領土の画定などを取り扱うようにすること。その際、北方領土に触れるとともに、竹島、尖閣諸島の編入についても触れること。

(以下略)

4. 「日本史探究」

3 内容の取扱い

(1) 省略

(2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア ～ キ 省略

ク 内容のDについては、次のとおり取り扱うものとする。

(1)、(2)及び(3)については、(中略)適切なものを取り上げること。(3)のアの(ア)については、明治維新や国民国家の形成などの学習において、領土の画定などを取り扱うようにすること。その際、北方領土に触れるとともに、竹島、尖閣諸島の編入についても触れること。(以下略)

5. 「公共」

2 内 容

A 省略

B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 省略

(イ) 政治参加と公正な世論の形成、地方自治、**国家主権、領土（領海、領空を含む。）**、我が国の安全保障と防衛、国際貢献を含む国際社会における我が国の役割などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、よりよい社会は、憲法の下、個人が議論に参加し、意見や利害の対立状況を調整して合意を形成することなどを通して築かれるものであることについて理解すること。

3 内容の取扱い

(1) 省略

(2) 省略

(3) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア ～ オ 省略

カ 内容のBについては、次のとおり取り扱うものとする。

(ア) ～ (エ)

(オ) アの(イ)の「政治参加と公正な世論の形成、地方自治」については関連させて取り扱い、(中略)、民主政治の推進における選挙の意義について指導すること。「**国家主権、領土（領海、領空を含む。）**」については関連させて取り扱い、我が国が、固有の領土である竹島や北方領土に関し残されている問題の平和的な手段による解決に向けて努力していることや、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在していないことなどを取り上げること。「**国家主権、領土（領海、領空を含む。）**」及び「**我が国の安全保障と防衛**」については、国際法と関連させて取り扱うこと。「国際貢献」については、国際連合における持続可能な開発のための取組についても扱うこと。

(カ) 以下略

6. 政治・経済

2 内 容

A 省略

B グローバル化する国際社会の諸課題

(1) 現代の国際政治・経済

国際平和と人類の福祉に寄与しようとする自覚を深めることに向けて、個人の尊厳と基本的人権の尊重、対立、協調、効率、公正などに着目して、現代の諸課題を追究したり解決に向けて構想したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるように指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 国際社会の変遷、人権、**国家主権、領土（領海、領空を含む。）**などに関する**国際法の意義、国際連合をはじめとする国際機構の役割**、我が国の安全保障と防衛、国際貢献について、現実社会の諸事象を通して理解を深めること。

3 内容の取扱い

(1) 省略

(2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア ～ ウ 省略

エ 内容のBについては、次のとおり取り扱うものとする。

(ア) 省略

(イ) (1)のアの(ア)の「**国家主権、領土（領海、領空を含む。）**などに関する**国際法の意義、国際連合をはじめとする国際機構の役割**」については関連させて取り扱い、我が国が、固有の領土である竹島や北方領土に関し残されている問題の平和的な手段による解決に向けて努力していることや、尖閣諸島をめぐる解決すべき解決すべき領有権の問題は存在していないことなどを取り上げる。

(ウ) 以下略